

昭和三十年度予算の問題点

昭和30・6・1

目 次

- 一、はしがき
- 二、主要内容と問題点
 - (一) 骨格と規模
 - (二) 歳 入
 - (1) 減税と間接税の自然増
 - (2) 専売納付金その他
 - (三) 歳 出
 - (1) 防衛関係費の総枠据置き
 - (2) 地方財政の膨脹傾向に対し抜本的対策に欠く
 - (3) 公共事業関係費の圧縮不成功
 - (4) 社会保障関係費の増額不十分
 - (5) 住宅対策の拡大
 - (6) 食糧制度の改正
 - (7) 財政投融资の増大とその財源
 - (8) 賠償と恩給の増勢
 - (四) 金融に及ぼす影響
 - (1) 対民間収支の撒退
 - (2) 地方財政の金融依存
 - (3) 財政投融资の動向
 - (4) 預貯金利子等に対する課税の廃止
 - (5) その他

三、結論——予算大綱の線から遊離

一、はしがき

昨年十二月十日鳩山民主党内閣の成立をみたが、その後の政情は所謂選挙管理内閣といった色彩を払拭し三十年度予算が民主党政府によって編成される可能性を漸次高めて行き、政府も亦その気構えを以て国会に望み、一月十八日「三十年度予算編成大綱」を閣議で決定、ついで二十二日一万田蔵相は右大綱を敷衍した財政演説を行った。

大綱によれば将来の拡大均衡に備え経済基盤を強化充実することを主眼とし、健全財政、健全金融の政策を堅持し、通貨価値の安定、物価の引下げ、資本の蓄積を推進しつつ、住宅建設の拡充、失業対策の強化等民生の安定をはかるとともに企業の合理化を促進し、正常貿易の伸展を期し他面、大いに国費を節して国民負担を軽減することを基本方針としている。この大綱は二月二十七日の総選挙を前に決定されたもので、政府の公約ともいふべきものであり、少くも政府としてはその実現に努力すべきものである。

処で総選挙の結果、民主党は比較多数を獲得し、三月十九日第二次鳩山内閣が成立した。そこで政府は取敢えず四―五両月を暫定予算(三月三十一日成立)で過すと共に本予算の編成を急ぎ、対外折衝を要する部分を未確定としたまま四月二日の閣議に大蔵省原案が提出された。その後、与党たる民主党との政策調整、米国との防衛費交渉が行われ大蔵原案に対してかなりの修正が加えられることとなり(左表参照)当初四月十五日国会提出を目標とした政府原案は結局十九日になって漸く決定をみ、二十五日に再開された第二十二特別国会の冒頭に提出された。

然るに自由党は独自の見地から総額四三〇億円に達する組替要求を決定し、民主党も議会勢力の關係から之を無視することができず、五月二十七日から両党間の折衝が開始された。このような情勢から六月分についても暫定予算を必要とするに至つた。自由党の要求は公債の発行、減税の増額等を主要内容とするもので民主党の予算編成方針とは根本的に相反するものであつたから、この折衝はかなり難航したが、結局、六月三日に至り総額二一五億円の共同修正(左表参照)を行うこととして妥結した。

大蔵原案に対する主要修正項目

(単位 億円)

与党の要求による増額	同上財源	民・自党共同修正	同上財源
一般會計 旧軍人恩給 公共事業 社会保障等 計 一三〇 二〇 四五 五五	歳入超過喰潰し 歳出減予備費 農業保険 その他 歳入増 五三 五〇 八 四 五	一般會計 旧軍人恩給 公共事業費 文教関係費 社会保険 雑件 減 一九 三〇 二 六 三一 六 六七	出資の減 一五五
財政投融資 計 一三〇 一三七	郵貯等 特殊物資資金 公募債 その他 六〇 四〇 三五 二	財政投融資 計 一五五 六〇	金融債公募 国鉄債公募 運用部原資増 一般会計出資減 一四一 四五 二九 一五五
計	計	計	計
一三七	一三七	六〇	六〇

右の結果、三十年度予算は六月八日衆議院を通過し漸くその成立が確実視されるに至つたが、以下その概要と問題点を検討する。

二、主要内容と問題点

(一) 骨格と規模

本年度予算を前年度と同様一兆円以内に圧縮したということは、民主党の公約でもあり、又各界それぞれ思惑はあつたにしても略々輿論の是認する処であつた。

ただ本年度予算に於ける一兆円の枠を持つ意味は、引続き地固め政策を推進するという積極的意義もさる事乍ら現実において以上の財源が見込めないという消極的な面を含み、この点含み財源を擁しながら一兆円に止められた前年度予算とかなり異つた色彩を持つ。そしてこの枠の中に公約を如何に織り込むかが予算の性格を決定するものといえよう。この点は一一般会計のみならず財政投融資に於ても同様な傾向がみられ、全ての財源を積み上げた結果総枠が決定したとみて差支

えない。のみならず前年度には行われなかつた過去の蓄積の喰い潰し、予算外契約の増加、金融依存の増大が窺われるほか、部分的ではあるにしても制度の改正によつて辛うじて一兆円以内に留まり実質的には一兆円を超過していること或は対民間収支尻はなおかなりの撒超が見込まれること等は何れも軽視し得ざる問題点である。これらの要点についてはそれぞれ後述するが投融資を含め、総枠に影響のある項目を列挙すれば後掲表の如くである。

三十年度財政の前年度比実質的規模

(単位 億円)

〇一一般会計表 面規模 (国民所得に対する比率)	三九年度	三九年度	増減(△)
同 実質規模 (国民所得に対する比率)	九・九四	九・九九	△ 〇・〇四%
	一五・七%	一六・一%	△ 〇・四%
	一〇・六九	一〇・七六	△ 〇・〇七%
	一六・八%	一六・二%	△ 〇・六%

修正項目	共同修正による出資減額		修正項目	共同修正による出資減額	
	額	率		額	率
地方道路税	三三	—	地方道路税	三三	—
予算外契約	一五四	—	予算外契約	一五四	—
専売納付金地方振向	四四	—	専売納付金地方振向	四四	—
食管インベントリ	一〇〇	—	食管インベントリ	一〇〇	—
健保運用部借入	六〇	—	健保運用部借入	六〇	—
開拓者運用部借入	一〇〇	—	開拓者運用部借入	一〇〇	—
特殊物資納付金	七〇	—	特殊物資納付金	七〇	—
予備費減額	五〇	—	予備費減額	五〇	—
共同修正による出資減額	一五五	—	共同修正による出資減額	一五五	—
財政投融资表面規模	三、一九五	—	財政投融资表面規模	三、一九五	—
同 実 質 規 模	三、三〇〇	—	同 実 質 規 模	三、三〇〇	—
住宅関係(民間依存分)	一〇一	—	住宅関係(民間依存分)	一〇一	—
経済援助資金(開銀)	二七	—	経済援助資金(開銀)	二七	—
金融債市中肩代り分	一四一	—	金融債市中肩代り分	一四一	—
開拓者運用部借入	一〇	—	開拓者運用部借入	一〇	—
特殊物資納付金	七〇	—	特殊物資納付金	七〇	—
共同修正による出資減額	一五五	—	共同修正による出資減額	一五五	—
修正項目	△	—	修正項目	△	—
重 複 分	一〇七	—	重 複 分	一〇七	—
面 総 計	一、〇〇一	—	面 総 計	一、〇〇一	—
表 面 総 計	二、〇〇〇	—	表 面 総 計	二、〇〇〇	—
(国民所得に対する比率)	二〇・六%	—	(国民所得に対する比率)	二〇・六%	—
実 質 総 計	一、七五三	—	実 質 総 計	一、七五三	—
(国民所得に対する比率)	二〇・六%	—	(国民所得に対する比率)	二〇・六%	—
国 民 所 得	六、三三〇	—	国 民 所 得	六、三三〇	—

- 備 考
- (1) 食管及び健保については一般会計の負担となるべきものを過去の蓄積等に依存した点に着目して計上した。
 - (2) 住宅関係一〇二億円は財政投資の負担となるべきものが財源難により金融に依存したわけである。公債に準ずる性質を持つものである。
 - (3) 予算外契約、地方道路税、専売納付金振向及び援助資金は何れも一般会計と財政投融资に計上されていないが実質的には総財政の一部を形成する。
 - (4) 特殊物資納付金は、一般会計の歳入となるべき開税又は専売納付金の性質を持つものである。これが直接特別会計へ廻されている。
 - (5) 予備費は通常一三〇億円程度必要であるといわれ、前年度当初予算及び本年度大蔵原案にも一三〇億円計上されている。
 - (6) 金融債については一応共同修正による市中肩代り分をそのまま計上した。
 - (7) 一般会計出資一五五億円の減額は若干問題もあるが、一応政府原案から削減された額をそのまま計上した。

処で、このように凡ゆる財源を支出し尽すということは財政自体の消費性向を一〇〇%近くまで高めることを意味するのみならず、過去の蓄積の費消、剰余金の減少、さらには減税の平年度化によつて三十一年度以降の財源に欠乏を来す恐れがあり、一方軍人恩給引上げの平年度化、枠外契約の予算計上、賠償の進捗等により財政負担は増大する傾向があるから三十一年度以降の弾力性は益々失われることとなり将来に極めて警戒すべき要因を含んでいるものと思われる。

(二) 歳 入

歳入総額は九、九一四億円で前年度比八四億円の減であるが、内容的には直接税の減税、間接税の自然増収、専売納付金の減少等に特色がある。

(1) 減税と間接税の自然増

減税は民主党の公約であり、その成行きが注目されていたが、結局、税制自体には大幅な変革を加えるに至らず、税率調整等部分的な軽減に終つたとみることができよう。

先ず、所得税については、基礎控除及び専従者控除を七万円から八万円に引上げ(減税額夫々九九億円、二億円)又、給与所得控除最高限度を四万五千円から六万円に引上げる(同上三八億円)と共に従来比較的重課となつていた中所得者を中心に税率の調整(同上八六億円)を図つたほか、資本蓄積促進策として預金利子等に対する課税の廃止(同上三五億円)、配当源泉課税の一〇%(現行一五%)への引下げ(同上二億円)、配当控除の三〇%(現行二五%)への引上げ等(同上二億円)及び生命保険料控除額の一萬五千円(現行一萬二千円)への引上げ(同上二億円)を行い、併せて社会保障の一環としての寡婦控除等を五千万円(現行四千万円)に引上げ(同上六億円)、新たな試みとしては経費控除制(同上四〇億円)の採用を実施した。以上による所得税の減税額は約三三三億円である。

今回の減税は低所得者の負担軽減を建前としているが、実際には中以上の所得者及び家族数の少い者に有利となつてゐることは一応注目すべき点である。

つきに法人税では税率を四〇%(現行四二%)に引下げる(減税額四四億円)と共に五〇万円以下の所得部分に対する税率を三五%(同上二〇億円)としたが、なお、輸出所得控除(同上三億円)及び住宅特別償却(同上二億円)の拡充が行わ

れている。法人税の減税額は以上を総合調整すると四九億円となる見込である。

上述以外の減税としては住宅関係の登録税の減免と航空機乗客の通行税引下げがあるのみで特記すべきものはない。

以上の減税額は総計三九四億円（内民・自党共同修正による分六七億円、全体の平年度額六五〇億円程度）に達するが、この財源としては酒税増収額一九〇億円、砂糖消費税（同上六三億円）、揮発油税（同上二二億円）等の自然的な増収に依存し、不足分だけ歳入規模の減少となつてゐる。

なお、揮発油税については、税率を一軒当り一万一千円（現行一万三千円、うち二千円は揮発油譲与税であり、これを廃止に引下げることとしてゐるが、これは地方道路税（揮発油譲与税に代り一般会計外で新設）を別途賦課（一軒当り四、〇〇〇円、七二億円）する関係であつて、両者を併せれば増税となつてゐる。この地方道路税は道路整備五カ年計画に要する地方の負担に充当される特殊の増税でありこれを別とすれば本年度の間接税増収は税率の引上げによらずして消費の増大に依存している事が特色であるといわれている。従つて三十年代中に予期された様な消費の増大が現われるかどうかによつて歳入の総額は大きく左右される惧れがある。又消費の増大を当にこれによる自然増収を財源とすることは健全とはいへない。ただ酒税については消費増の外密造酒（国税庁推定二三五万石、脱税額は一五〇億円以上か）の追放を目指していることも注意すべきである。

つぎに、原則論としては直接税から間接税への移行は可処分所得の増大を招くと共に、物価の騰貴（税率引上げによる単価上昇、但し今回は先述の通り地方道路税以外には当てはまらない）又は取引量の増加（例えば本年度の酒税、砂糖消費税）を通じて運転資金需要の膨脹を来し易く、又、現在の日本の制度（所得税、法人税、酒税の二二%を地方交付税とする）では酒税を別とすれば地方財源の縮小を齎す点等にも配慮の要がある。

また、例年自然増収を生じ、補正予算の財源に使われて来たが、三十年代には多く見積つても二〇〇億円（前年度一八〇億円、但し、この外補正予算で費

消分一五〇億円）を出ないものと思われる。

(2) 専売納付金その他

二十九年に於ても間接税の増徴が企図され、その一環としてピースの値上げが行われたが、事實は予測に反して、ピースの売行きが減退し、光の消費者からも新生への移行者が現われ、当初予算で一、三〇四億円を計上した専売納付金は補正予算で五二億円削減の余儀なきに至つた。この傾向は今後も継続するものとみられるのみならず、煙草消費税の平年度化（一カ月分三三億円）及び地方財源補填費（四四億円）の計上もあつて、本年度予算には前年度補正後予算を更に七六億円下廻る一、一七五億円が見込まれてゐる。また、明年度以降は煙草消費税の税率引上げにより地方財源となる部分が増加するから国の歳入としてはさらに減少する。

専売納付金以外の収入では前年度剰余金受入の四〇八億円が大きい、之は既に確定した数字であつて問題は少く、その他は絶対額も小さいから特記する程の重要性は認め難い。

なお、歳入自体の問題ではないが、政府は当初公約実現のための財源調達の方針として防衛費の圧縮、補助金の整理及び庁費、物件費、旅費、交際費等の削減を企図してゐた。然るに防衛費は後述する如く前年度並みとなり、補助金の整理も亦予期通り運ばず、官庁経費等に若干の反映がみられたに過ぎない。すなわち、旅費、物件費、施設費は二十九年補正後予算の一五%（公共事業費、食糧増産対策費は一〇%）、交際費、報奨金については二〇%の削減が行われているともいわれる。しかし国会提出資料によれば旅費三億円減、物件費、施設費一〇〇億円増、補助費、委託費三七億円減、雑件一〇七億円減となつており、さしたる削減振りをみせてゐない。

(三) 歳 出

(1) 防衛関係費の総枠据置き

防衛関係費を圧縮して内政費に使用する方針は米國側と交渉の結果、左の如く防衛庁費と防衛分担金の比重に変更が加えられたのみで、総枠一、三二七億円は据え置かれることとなつたため不可能に終つた。

防 衛 庁 費	八六八億円(前年比 一二五億円増)
防 衛 分 担 金	四五九〇(前年比 一二五〇減)
内在日米軍交付金	三八〇〇(前年比 一五二〇減)
施設提供費等	七九〇(前年比 二七〇増)

右のほか、予算外契約が一五四億円計上されており、これによりジェット機 F86、T33の生産費六〇億円、DD型駆逐艦二隻等艦艇建造費二四億円及びその他の施設費が賄われるが、その支出は三十一年度一三〇億円、三十二年度二四億円の予定で将来の財政負担はそれだけ増大する。

なお防衛庁では三十年度に於て陸上二二千人(二混成団等)、海上四千人(一隻建造等)、航空五千人(二三〇機等)程度の増強を図る予定である。

防衛力は右の如く増強の形勢にあり、防衛関係費は来年度における分担金削減が困難とみられる事情もあつて今後益々増大する公算が強いが、その消費的性格から過去に於て屢々インフレの根源となつた歴史があり、その動向は慎重に検討さるべきである。殊に予算外契約及び日本側防衛費の増大は軍需産業に相当の刺戟を与えることとなる。

(2) 地方財政の膨脹傾向に対し抜本的対策に欠く

総地方財政の骨格を為すと見做される地方財政計画は年々膨脹の一途を辿り、二十八年度の九、一四九億円から二十九年度は九、八〇三億円となり、しかも赤字は四六二億円から六〇〇億円近い金額に増大していると推定される。これに対して本年度の計画は一応総額九、八二九億円で前年度を二六億円上廻るに留つている。しかし自治庁は当初一兆八一八億円を計上しており、計画額は削減されても実際の歳出が減少する可能性は少いから、両者間の差額九八九億円が最悪のばあいの赤字となるという不健全振りである。

一般的には右の数字がやや誇大であり、かつ地方側の努力もあつて、半額程度には圧縮されうるとみられており、このうち、事業の繰越と支払の繰延によつてさらに半額程度を吸収したとしても二一三〇〇億円見当は金融に依存することとなる。ただ支払繰延は間接的ではあるが、結局は金融の負担となる可能性がある。

赤字の原因は人件費の増大、国の算定単価の過少、地方負担を伴う国の補助金等の膨脹、公債費の累積的悪循環、地方固有の公約事業等にあり、これらの抜本的解決を図らなければ地方自治並に国の財政の将来に対し重大な禍根を残すこととなる。この点については昭和二十七年に設置された地方制度調査会が引続き検討を加えているが、未だ根本的な結論に至っていない。又本年度国家財政に解決への努力を見出すことはできない。

(3) 公共事業関係費の圧縮不成功

公共事業関係費は治山、治水事業費(三六七億円)、道路港湾等整備費(三二四億円)、食糧増産対策事業費(二四五億円)、災害復旧関係事業費(五一五億円)及び鉱害復旧事業費(一三億円)の総称で、四六六億円(前年度一、五二八億円)が計上されている。

右の大部分は建設省及び農林省所管の地方公共団体等に対する補助金であつて、二十九年度の予算数字に依れば前者の補助金総額六七六億円、後者五〇九億円となつている。これらは数百種に分類されるが件数は数万ないし十数万に及ぶものとみられ、実態の把握が著しく困難なものとなつている。しかも、その使途が著しく総花に流れ効率を疑問視されるものが多く圧縮と重点化が公約されていた。

なるほど本年度は総額に於て前年度に比し六三億円の縮小となつているが、その内容は災害復旧費の一三一億円圧縮に負う処が大きく、其他公共事業費は殆んど整理されず、失業対策的な事業のため反つて増大している。災害復旧費の圧縮も前年度に於て災害発生のため六六億円を補正したことに鑑みれば本年度の災害如何によつては圧縮確実とは見做し難い面がある。

なお、二十八年度決算についての会計検査院報告は二、二〇〇件一四八億円の不当支出を指摘しているが、これは重点調査に依り発見されたもののみで、実際はこの数倍に達するといわれる。所管省別では農林省(一〇二億円)、建設省(二〇億円)が最も大きく、この面からみても公共事業関係費の圧縮ないし効率化が一段と必要である。

(4) 社会保障関係費の増額不十分

社会保障関係費は総額一、〇一二億円を計上しているが、その内訳はつぎの通りである。

生活保護費	三三八億円(前年度比)	八億円減
児童保護その他社会福祉費	七五〇	八億増
遺族及留守家族等援護費	四六〇	四億減
社会保険費	一一三〇	一八億増
失業対策費	二八八	四六億増
結核対策費	一一九	二億減

このほか、公共事業関係費において炭鉱失業者を一日一万人程度吸収する目的で鉱害復旧事業費(前年度比四億円増)を計上してあり道路、港湾事業(前年度比六二億円増)にも相当程度の失業者を吸収する予定である。

引締政策の堅持は当然失業対策の併用を必要とするが、本年度予算では失業対策事業費により一日平均二二〇千人(前年度一七〇千人)、失業保険費により月平均一般保険四五四千人(前年度四九四千人)、日雇保険九四千人(前年度同数)を救済することとしている。

二十九年度末完全失業者数は六二万人で、三十年度新規発生労働力人口が八四万人であるから合計一四六万人が一応救済目標である。失業対策事業費と保険の対象は合計で七六八千人であるから差引六九二千人を他の政策及び一般の雇傭増大により吸収する必要がある。約七〇万人に近い失業者を引締基調下にあつて就労せしめることは極めて困難であると思われ、情勢の如何によつては予算の補正も必要とならう。

つぎに社会保障費のうち、健康保険(政府管掌)の赤字が本年度三〇億円と見込まれ、前年度赤字四〇億円と合せて七〇億円に達する状態となつた。そこで政府は毎年度一〇億円を一般会計で負担することとして、取敢えず明年度以降の六〇億円は資金運用部の長期借入に依ることとした。このことはこれ迄の健康の運営が不健全であつたことを意味すると共に運用部が一種の赤字公債を而も運用計画の枠外で引受けると同様の結果を齎したものであり、軽視すべから

ざる意味を持つている。

健康のみならず、社会保障制度は一般的に支出の増大に対して保険料等の収納ないし増徴が遅れ勝ちであり又制度自体の構成も複雑化した嫌いがあるから可及的速かな機会に於て抜本的な対策を講ずる必要が認められる。

(5) 住宅対策の拡大

本年四月一日現在の不足数二八四万戸のうち、四二万戸を本年度に建設する予定であるが、その内容はつぎの如くである。

公営住宅	五二、〇〇〇戸(前年度)	五一、九〇〇戸
住宅公庫	七五、〇〇〇戸	四一、六〇〇戸
住宅公団	二〇、〇〇〇戸	なし
その他	二八、〇〇〇戸	二六、七〇〇戸
民間建設	二四五、〇〇〇戸	一九〇、〇〇〇戸
計	四二〇、〇〇〇戸	三二〇、二〇〇戸

(註) 「その他」は公務員住宅、入殖者住宅、勤労者住宅の合計、住宅公団は大都市周辺に住宅建設、宅地造成を行う目的で新設

右に伴い左の如き資金調達方法が計上されている。

公営住宅	一般会計	一〇、六四七百万円(前年度)	一一、八五七百万円
住宅公庫	一般会計	七〇〇	五、〇〇〇
住宅公団	一般会計	一八、三〇〇	九、五〇〇
その他	一般会計	一九、〇〇〇	一四、五〇〇
民間建設	一般会計	六、〇〇〇	
住宅公庫	運用部等	三、八〇〇	
住宅公団	運用部等	一、六〇〇	
その他	運用部等	五、二〇〇	(生保等)
民間建設	民間資金	一六、六〇〇	
住宅公庫	民間資金		
住宅公団	民間資金		
その他	民間資金		
民間建設	民間資金		
計	計	四六、二四七	(前年度 二六、三五七百万円)

(註) 右のほか、住宅公庫は約五〇億円の住宅融資保険を行う。

戦後、住宅建設数が最大に達したのは二十三年度の七四万戸で、民間自力建設(六五万戸)が主軸を為していたことからみて、本年度の民間建設予定数は必

ずしも不可能な目標ではないが、これには相当の刺戟材料を必要とする。税制面からは特別償却(現行五割増償却)の拡大と登録税の減免が用意されているが、民間の自家用住宅にも実質的な償却(例えば所得控除)を認める等の配慮が望ましく、地方税たる固定資産税についても抜本的な優遇策を設けるべきである。

戦後の住宅建設戸数

(単位 千戸)

昭 和 二 十 年 度	総 戸 数	財 政 関 係	民 間 自 力
〃 二 十 一 〃	二三五	一〇五	一三〇
〃 二 十 二 〃	四五九	一五五	三〇四
〃 二 十 三 〃	六二六	一一五	五一一
〃 二 十 四 〃	七四〇	八六	六五四
〃 二 十 五 〃	三七〇	五一	三一九
〃 二 十 六 〃	三三七	八九	二四八
〃 二 十 七 〃	二四六	一一三	一三三
〃 二 十 八 〃	二七二	一〇六	一六六
〃 二 十 九 〃	三〇一	一三四	一六七
〃 三 十 〃	三一〇	一二〇	一九〇
〃 三 十 一 〃	四二〇	一七五	二四五

(註) 二十年度は八一三月分、三十年度は予定数字

(6) 食糧制度の改正

対民間収支の幅に於ても尻に於ても食糧制度の金融に及ぼす影響は極めて大きい。が、本年度は事前売渡申込制度(以下予約買付制と呼ぶ)が採用されることとなった。

先ず予算の構造からみる。

米価の正式決定は今後に行われるが、予算編成上の米価を九、七三九円(前年九、八四九円)として買上石数を二、三五〇万石に見込んだ。消費者価格は据置き(一〇七七六五円)であるが、二重米価による一二六億円の赤字が予想され、これに二重米価の赤字四二億円を加えると合計約一七〇億円の赤字を生ずる。然し輸入食糧の値下りによる輸入差益が一〇〇億円あるから差引き食糧

全体としての赤字は七〇億円となる。前年度に於ても三〇億円の赤字を生じており、累積赤字は一〇〇億円に達するが、これは二六年度に繰入れたインベントリーの取崩しによつてカバーすることとした。これは企業で言えば資本金の減額に相当する過去の蓄積の喰潰しであり、事業量維持のためには糧券の増発により金繰りをつける必要を生ずる。

処で、予約買付制については制度自体にも種々論議があるが、主として財政面から見ると、差当り本年七月八月に亘つて予約買付金(買入米価の約二割)五〇〇億円見当が農村に支払われることになる。例年七月八月は財政資金の受超期に当り、資金が窮迫する傾向があるが、本年は右の事情によりかなり財政面から潤すことになる。この資金は例年であれば第三・四半期に集中的に払われるから単なる時期的なズレであり、いわば平準化であるともみられる。然し乍ら予約買付金は一部農手の決済に充当されるにしても、農村に於ける消費景気を刺戟し、金融面の緩和作用と相俟つてインフレ要因形成の懸念があるといえよう。従つて食糧の金繰りについても極力運用部による糧券引受が望ましい。

つぎに、予算によれば年度末に於ける食糧証券の増発は四七〇億円となつている。このうち三〇〇億円は予備費であるが、一〇〇億円は在庫増によるもので、残額の七〇億円が前述した本年度の赤字に見合つている。そこで、在庫増の一〇〇億円はとも角として七〇億円は明らかに赤字融資である。なお本年度は二十九年産米の減収加算分(石当り一四〇円)三三億円の財政負担が加わるほか今後消費者価格を据え置くとしても一方生産者価格の引上げを生ずる惧れもあり予備費についても同様の内容悪化を齎すであろう。

(7) 財政投融資の増大とその財源

財政投融資計画は総額三、一九六億円と二十九年産二、八五〇億円に比し三四六億円の増額になつている。又、これは二十八年度三、三八五億円に比し一八九億円の減少であつて、二十九年産の削減額五三五億円に対して、その削減の幅を著しく縮めた。

先ずその内容をみると、前年度に比べ増加したものとしては

輸出入銀行 一七〇億円

住宅 関係 一五三億円(住宅金融公庫、住宅公団、勤労者厚生を含む)

電源 開 発 六三・五億円

国鉄電々等政府事業 七五億円(内公募債増加六五億円)

農業開発等(新設) 三〇億円

商工中金(新設) 一〇億円

などがあり、一方減少したものとしては

金融 債 引 受 一六一億円(内一四一億円は市中肩代り)

開 銀 一五億円

などがあげられる。

特に問題なのは、民・自両党の折衝により金融債引受が前年度一九〇億円から一挙に二九億円(暫定予算中に実施済の分)と大幅に削減された点であつて、政府原案から削減された一四一億円は財政投融资の枠外処理として市中に肩代りされることとなつた。

かかる措置は一般会計の出資を出来るだけ切詰め、この結果生じた財源は減税又は他の歳出に振向ける意図よりとられたものであるが、結局右の如く金融へのシワ寄せとなり、これが金融に及ぼす影響は極めて注目すべきである。

なお開拓者資金(一〇億円)は従来一般会計の出資であつたが本年度は運用部借入に振替えられたこと、開銀に貸付ける経済援助資金(二七億円)は所謂投融资とは別の特別会計で処理されていること、新たに生産性本部(一・五億円)が新設されたこと等も注意すべき点である。

前述の如く輸出と住宅に重点が置かれたことは先ず順当であるが全般的にはなお総花的であり、地固め予算として投融资の重点的効率化の面がかなりボカされており共同修正による増額六〇億円についても同様である。又輸出については格別みるべき対策がなく、一般会計で国際見本市参加費用等僅か九億円を計上し又若干の減税措置が行われているに過ぎないから、財政投融资におけるこの程度の輸出入銀行の拡充だけでは充分であるとは認め難い。

昭和三十年年度予算の問題点

つぎに本年度の投融资については財源の面でも問題がある。先ず運用部では郵便貯金の伸びを一、一〇〇億円(前年度一、〇一四億円)に見積つているが、最近の情勢は必ずしも樂觀を許さぬものがあり、一口当り限度額を二〇万円(現行一〇万円)に引上げた程度で目標を達成できるかどうか疑問である。このほか共同修正による預託金の増加(一九億円)を原資に織込むなどかなりの無理が窺われる。

また余剰農産物見返円資金二一四億円は形式上は収支均衡の建前になつてはいるが、その運営如何によつては投資が見返円の収納に先行する可能性もないとはいえずその成行きが注目される。又輸入特殊物資々々七〇億円も無理なく確保しうるか疑問があるといわれている。

右に加えて本年度は、公募債の増加(前年度比九五億円増)を大幅に計上しているが、如何に民間資金の増加が見込めるといつても、とかく消化困難な公、社債が前年度を上廻る消化を示すものとみるのは危険である。又財政投融资は税金により賄われるべきではないという議論が一部で行われているが、緊縮政策の堅持を必要とする現段階では疑問であらう。

財政投融资はそれ自体極めて金融と密接な関係を有するのであるが、今年度のそれは単に支出面のみでなく、前述の如く随所において看取される資金調達の不確実性という点からも深甚なる注意が必要である。

(8) 賠償と恩給の増勢

本年度予算案の賠償関係費は、賠償等特殊債務処理費として一〇〇億円計上されている。これは前年度の平和回復善後処理費(一五〇億円)、連合国財産補償費(二六億円)とを合せ改称したものである。従つて前年度に比べると七六億円の減少となつているが、前年度未使用分が一九二億円(前年一一一億円)に上るため、実質的には二九二億円が賠償関係にあてられる。

勿論この中、五〇億円は連合国財産補償費に使われるので、結局残りの二四二億円が、平和回復の結果賠償等の問題が生ずるにつれて、今後この経費に充てられることとなる。

前年度までは、あまり進捗をみなかつた対外交渉が、本年度はさきに決定を

みたビルマ、タイを首め、フィリッピン、インドネシアなどの平和回復交渉が進捗するにつれて、賠償等諸支払は相当活発化するとみられる。

既にビルマに対して年平均七二億円(賠償金額一億ドル、返済期間一〇年間)の役務賠償の外、年平均一六億円(経済協力負担額五千万ドル、協力期間一〇年間)の経済協力負担(合併事業に対する現物出資など)が確定している。

右の如く、今後はかなりの賠償支払が見込まれ、今後外交交渉の進展に伴い、未回復国との賠償を支払うものとすれば年平均少くとも三〇〇億円の財政負担が必要とされており、この面から財政規模の増大も懸念されるところである。又こういう見透しからみれば、繰越額があるからといって本年度予算額を大幅に削減したことは必ずしも健全なゆき方とはいえない。従来においては寧ろ余裕をみて計上するのが例であつたのであり、本年は一兆円の枠維持の數が寄つた憾がある。

次に恩給費等についてみれば旧軍人遺族恩給費六七〇億円(前年度比三一億円増)、文官等恩給費一六四億円(前年度比一八億円増)と兩者を合せて前年度を五〇億円上廻る増加を示している。この中、旧軍人遺族等恩給費の増加は裁定進捗に伴う受給人員の増加によるほか恩給ベースの引上げ、兵長以下の公務扶助料引上等のためとみられている。

而も今後なお右旧軍人恩給に対し種々の強い要望もあり、これに対し政府として政治的配慮より徐々に妥協を余儀なくされている実情にかんがみ、文官等恩給費の受給人員増大に伴う自然増に加えて、更に膨脹する余地を残している。

恩給費の戦前比較

	三十年度	二十九年	昭和十年	昭和五年
軍人恩給	六七〇 <small>(億円)</small>	六三八 <small>(億円)</small>	百万円 一七四(七二二)	百万円 一四九(五八八)
文官恩給	一六四	一四六		
計	八三四	七八四		
予算に対する比	八・四%	七・八%	七・八%	九・五%

従つて右事情により恩給費等の財政負担は逐年増加の一途を辿る懸念が濃く、社会保障関係費の一部であるとなすには、あまりにも巨額であり、将来制度的にも検討して、財政規模の膨脹要因にならぬよう、深い考慮を払うべきである。

(四) 金融に及ぼす影響

財政が金融に大なる影響を及ぼすことは例年のこと乍ら本年度は特に左の諸問題に注意を要する。

(1) 対民間収支の撒超

前年度一、九〇〇億円の撒超に比し、本年度はかなり縮小されはするが、尚後述の如く相当の撒超となる見込である。これはインフレ要因である反面本行信用収縮作用を持つ。しかし本年度は地方財政のシワ寄せ、金融債の肩代り、投融资増大に伴う市中貸出の増加のほか、消費も減税、食管の改正等により仰ぶる惧れがあり、前年度に一、六五一億円の収縮をみた本行信用が本年度も同じような調子で簡単に回収しうるかどうかは問題であろう。

なお大藏省では三十年度の対民間収支予想につき次の如く七〇〇億円の支払超過としている。

- 一 般 会 計 四〇八億円(繰越関係はほとんど見込む)
- 食 管 会 計 一七〇億円(予備費を使用せず)
- 外 為 会 計 一二二億円(受超二七百万ドルと見込み、別口外為貸等を調整)

計 七〇〇億円

然しながら右予想は予算構造上の名目的要因に限定した見込みであつて、今後の経済情勢なり、予算などの執行状況に応じてかなり変わるものとみておかねばならない。

即ち、本年度は右の払超要因のほか、前述の健保運用部借入を首め防衛、賠償関係の繰越金支出、減収加算、生産者米価引上げによる食管の糧券増発などが見込まれるため、外為を除く一般財政の支払超過は、予想額を或程度上廻るものと予測される。

(2) 地方財政の金融依存

地方公共団体に対する全国銀行貸出は二十八年三月一九八億圓、二十九年三月四一七億圓、本年三月五八三億圓と逐年増加の一途にあるが、本年度予算は前述の如く、地方財政にかなりの圧迫を加えており右の傾向をさらに激化するものと思われる。なお投融资計画の枠外で一五〇億圓の公債が認められている。これは短期借入との振替となつてはいるが、實質的に追加借入となる惧がある。

(3) 財政投融资の動向

財政投融资の直接的な影響としては前年度に比して金融債の削減一六一億圓、公社債の増加六五億圓、住宅公団の長期借入五二億圓及び地方債公募分の増額三〇億圓等があるが、財政投融资総額は三、一九六億圓で三四六億圓の増となつており、これの与える乗数効果及び関連金融の増大も軽視すべきではない。例えば住宅公庫による住宅融資保険基金は市中金融機関から五〇億圓の貸出を予定している。

なお、地方債証券公庫が設立をみればこれも金融に負担を及ぼす可能性がある。

(4) 預貯金利子等に対する課税の廃止

現在、預金利子及び公社債利子等に対しては一年以上の長期の定期性預貯金について五%、その他一〇%の源泉分離課税が行われ国民貯蓄組合預金のみが免税扱いとなつてはいるが、本年度はこれを全面的に非課税とするもので、納税者に与える心理的影響と預金及び公社債利子等の實質的引上げによる預金等の増強延いては資本蓄積の促進が期待される。右措置により四〇〇億圓程度の増強を期待する向きもあるようであるが、算出の根拠は曖昧でありかなり過大評価ではないかとみられる。

本措置については税制上公平原則に著しく反するものとして批判があるほか、オーバー・ローンは是正されてもオーバー・ボロウイングは激化するとみられる向きがある。

(5) その他

今年度の予算が財源的にもかなり弾力性に乏しく、それだけ全般的に金融に

依存する可能性が多いが、これらのうちでも予算外契約、住宅資金及び金融債肩代り等はとくに明瞭なものである。

また、七月以降減税によつて可処分所得が膨脹すること、食管からの第二・四半期に於ける資金撤布の増大、市中金融機関のみならず、郵便貯金等も資金吸収に努力を迫られており、預金獲得競争が激化すること、余剰農産物見返円資金の操作如何等何れも注目に値する問題である。

三、結論——予算大綱の線から遊離

三十年度予算についての主要な問題点は以上の如くであるが、ここで政府が基本方針としていた「予算編成大綱」を振り返り、予算にそれがどの程度まで結実したかを総括的に検討してみよう。

右大綱によれば、将来の拡大均衡に備へ経済基盤を強化し又は企業を合理化すること、或は民生安定のため住宅建設や失業対策を拡充すること等多額の新規財源を要する諸政策が謳われており、予算編成の課題は、健全財政の原則を破らず如何にしてこれを賄うかということであつた。又そのため大いに国費を節すべきことが強調されていた。ところが政府原案の段階においてすら既にこの線からかなり遊離したものとなつていた。

世上における政府原案に対する批判としては、重要政策に財政支出の裏付が不十分であるとされる場合が多く、六カ年計画に対応する財政投資が足りないとする如きがそれである。しかし財政投資の如きは本格的に増加すべき段階か否かに根本的な疑問もあり、又必要だとしても限られた財源で一切の政策に豊かな支出を計上することは無理であつて、公約された各種重要経費がとも角も夫々増額されてはいる事實は認めてよいであらう。

問題は寧ろ、増額された重要経費が健全な財源によつて賄われているとはいえない所に在る。当初においては新規歳出増加は、補助金の整理、防衛関係費の削減又は官庁経費の節減の三者によつて賄う筈であつたが、これらからする財源捻出は既に述べた如く殆んど実現せず、新規歳出のみが一方的に増加した感が深い。尤も収支均衡の建前と一兆圓の大枠は形式的には保たれ、これが幾分かは放漫な歳出膨脹の歯止めとなつたことは認めなければならないが、その効果にも限

界があり、その結果多くの無理を犯すこととなつてゐる。剩え、国会において実質的には財源がないにも拘らず総花的な増額修正が行われたのであつて、本年度予算は益々不健全の色を濃くしている。

即ち、本年度財政における新規歳出増の賄い方を概観すれば財政需要面では枠外処理、金融への転嫁、本年度補正又は来年度予算への繰寄等を行い、一方財源面では見透し不確実な財源への依存、みせかけだけの歳出削減等により水脹れさせ、両々相俟つて収支の辻褄を合わせ一兆円の枠を維持している。

又税収の内容についても同様のことがいえるのであつて、本年度六五〇億円の減税は実施時期をズラせ(本年度中三九四億円減税)来年度に禍根を残すと共に本年度減税分もその代り財源を専ら消費増を当にした間接税の自然増収と金融の負担に求めており、健全な減税財源は皆無に等しい状態である。かくて、歳入歳出の両面に亘つて、公約等を実現し或は国会において増額修正されただけ財政の実質的内容が不健全となつたといふのが、本年度財政の姿であるといえよう。

昭和三十年年度一般会計歳入概算

(単位 百万円)

歳 入	昭和二十九年 度 予 算 額(A)	昭和三十 年 度 大 蔵 原 案	修正増減額	昭和三十 年 度 政 府 原 案	衆議院 修正額	昭和三十 年 度 修正後 予 算 額(B)	前年度比 較 増減額(B)- (A)
	租 税 及 び 印 紙 収 入	七七八、三二〇	七八一、五〇〇	一八	七八一、五一八	△ 六、七〇〇	七七四、八一八
専 売 納 付 金	一二五、一九八	一一八、九五〇	一四	一一八、九六四	△ 一、四七四	一一七、四九〇	△ 七、七〇八
官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	一三、二四八	一二、一八八	一七	一二、二〇五	△ 一、二〇五	一二、二〇五	△ 一、〇四三
政 府 資 産 整 理 収 入	八、四四二	六、九四〇	二〇六	七、一四六	△ 一、二〇六	七、一四六	△ 一、二九六
雑 収 入	三四、三七六	三八、七四六	二四五	三八、九九一	△ 一、二四五	三八、九九一	△ 四、六一五
前 年 度 剩 余 金 受 入	四〇、二九六	四〇、八〇七	五〇〇	四〇、八〇七	△ 一、八〇七	四〇、八〇七	△ 八、四二二
計 出	九九九、八八〇	九九九、一三一	五〇〇	九九九、六三一	△ 一、八〇七	九九九、四七七	△ 八、四二二
計 入	九九九、八八〇	九九九、三〇三	五、三二八	九九九、六三一	△ 八、一七四	九九九、四七七	△ 八、四二二

(註) 歳入のうち租税及び印紙収入は減税後の見込である。

昭和三十年年度一般会計歳出概算重要経費別内訳

(単位 百万円)

区 分	昭和二十九年 度 予 算 額(A)	昭和三十 年 度 大 蔵 原 案	修正増減額	昭和三十 年 度 政 府 原 案	衆議院 修正額	昭和三十 年 度 修正後 予 算 額(B)	前年度比 較 増減額(B)- (A)
(社会保障関係費)							
生 活 保 護 費	三五、七〇〇	三四、八三〇	四	三四、八三四	△ 〇	三四、八三五	△ 八六五
児 童 保 護 其 他 社 会 福 祉 費	六、六九二	六、〇六二	一、三七五	七、四三七	七〇	七、五〇七	△ 八一四
遺 族 お よ び 留 守 家 族 等 援 護 費	五、〇〇五	四、三七四	六三	四、四三七	一六九	四、六〇六	△ 三九九
社 会 保 險 費	一〇、五四二	一〇、八三四	一、二〇三	一二、〇三七	三五〇	一二、三八七	△ 一、八四五

(署名、細田)

失業対策費	二四、二六六	二六、四五三	△	二、四三一	二八、八八四	○	二八、八八四	四、六一八
結核対策費	一三、二一一	一三、〇四七	△	五二	一一、九九五	○	一一、九九五	二一七
(小計)	九五、四一七	九五、六〇〇	△	五、〇二四	一〇〇、六二四	五八九	一〇一、二一四	五、七七七
(文教関係費)	七〇、八二八	七三、七二〇	△	二〇	七三、七〇〇	○	七三、七〇〇	二、八七二
義務教育費国庫負担金	二九、八三四	三〇、七二七		一七四	三〇、九〇三	○	三〇、九〇三	一、〇七〇
国立学校運営費	八、七八四	八、一一〇		一七七	八、二八七	○	八、四五七	三二七
文教施設設費	三、八八〇	四、一〇二		二六	四、一二八	七〇	四、一九八	三一八
育英事業費	一一三、三三五	一一六、六五九		三五七	一一七、〇一七	二四〇	一一七、二五七	三、九三二
(小計)	四〇、二七六	四三、五五八	△	二〇一	四三、三五七	○	四三、三五七	三、〇八一
(恩給関係費)	一四、五七〇	一五、六六〇		七四〇	一六、四〇〇	○	一六、四〇〇	一、八三〇
文官等恩給費	六三、八一九	六三、一二九		一九九七	六五、一二六	一、八一〇	六六、九三六	三、一一八
旧軍人遺族等恩給費	七八、三八八	七八、七八九		二、七三七	八一、五二六	一、八一〇	八三、三三六	四、九四八
(小計)	一二五、六〇〇	一三八、八七九	△	二	一三八、八七七	一、四七四	一三七、四〇三	一一、八〇三
地方交付税交付金	五八、四八〇	六三、一二九		四、九六四	六五、八〇一	○	六五、八〇一	一一、五一六
(防衛関係費)	七四、二八五	七四、二八五		八六、八〇一	八六、八〇一	○	八六、八〇一	一二、五一六
防衛支出金	一三二、七六五	一三二、七六五		一〇、〇〇〇	一三二、七六五	○	一三二、七六五	七、六〇〇
賠償等特殊債務処理費	一七、六〇〇			○	一〇、〇〇〇	○	一〇、〇〇〇	七、六〇〇
(公共事業関係費)	三六、五五九	三三、七〇二		三、一〇三	三五、八〇五	九一二	三六、七一一	一五八
治山治水事業費	二六、一八七	三一、九一九	△	三二六	三一、五九三	八〇〇	三二、三九三	六、二〇七
道路港湾等整備事業費	二四、五三四	二二、二〇二		一、五四九	二三、七五一	八一〇	二四、五六一	二七
食糧増産対策事業費	六四、六五八	五〇、八七九		一七二	五一、〇五一	五〇〇	五一、五五一	一三、一〇七
災害復旧関係事業費	九五三	一、三六七		○	一、三六七	○	一、三六七	四一四
鉱害復旧事業費	一五二、八九〇	一三九、〇六九		四、四九八	一四三、五六七	三、〇二二	一四六、五九〇	六、三〇一
(小計)	一六、八五七	二一、五五三		二九四	二一、八四七	四、五〇〇	一七、二四七	六、三〇一
住宅対策費	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇		○	一五、〇〇〇	△	一五、〇〇〇	四九〇
出資及び投資	一七、二一八	一五、三四九	△	七六九	一四、五八〇	○	一四、五八〇	二、六三八
農業保険費	三、四六九	三、五四三	△	三八	三、五〇七	○	三、五〇七	三七
外航船舶建造融資利子補給								

予備費	八、〇〇〇	一三、〇〇〇	△	五、〇〇〇	八、〇〇〇	〇	八、〇〇〇	〇
重要経費	八一六、八〇五	八一三、〇七五	△	八一三、〇七五	八一三、〇七五	△	八一三、〇七五	二、五五〇
雑件	一八三、〇七五	一八三、〇七五	△	一八三、〇七五	一八三、〇七五	△	一八三、〇七五	一〇、九七二
合計	九九九、八八〇	九九四、三〇三	△	五、三二八	九九九、六三二	△	九九一、四五八	△
								八、四二二

昭和三十年年度財政投融资資金計画

(単位 億円) (括弧内は前年度)

民間への資金供給	一般会計	資金運用部	簡保資金	公 募 債	産業投資合計	砂糖等輸入 特殊物資資金	見返円資金	合 計
開 発 銀 行		二四五(二四五)			六〇(七五)			三〇五(三〇〇)
輸 入 銀 行		八〇(五〇)			七〇(〇)	七〇		二二〇(五〇)
電 源 会 社		九六(一四五)			三〇(一〇〇)		一八二・五	三〇八・五(二四五)
農 林 漁 業 公 庫	一〇(九五)	一五(一〇五)						一〇五(一〇〇)
国 民 金 融 公 庫 ^(註2)	五(二〇)	一〇五(九二)						一〇〇(一一)
住 宅 金 融 公 庫	七(五〇)	一五(九五)	三〇(〇)					一九〇(一四五)
住 宅 公 団 ^(註3)	六(〇)	一八(〇)	一〇(〇)					九六(〇)
中 小 企 業 公 庫	五(二五)	一五(一〇五)						一〇〇(一三〇)
商 工 中 央 金 庫	一〇(〇)							一〇(〇)
勤 労 者 厚 生		四五(三五)						四五(三五)
帝 都 高 速 度		一〇(一〇)						一〇(一〇)
国 際 航 空	一〇(一〇)							一〇(一〇)
金 融 債 引 受		九(一九〇)	一〇(〇)					二九(一九〇)
農 業 開 発							三〇	三〇(〇)
生 産 性 本 部							一・五	一・五(〇)
小 計	一〇七(二〇〇)	一、〇七一(一、〇七一)	四〇(〇)	〇(〇)	一六〇(一七五)	七〇	二二四	一、六六三(一、四四三)
政府事業建設投資								
国 有 鉄 道		一一五(一〇二)		一一五(九三・五)				二四〇(一九四・五)

電々公社	五(五)	五(〇)	五(四・五)				七五(四二・五)
郵政事業	二五(二〇)						一〇(五)
特定道路	一〇(〇)						二五(一〇)
開拓者資金融資	〇(一五)	一五(一七)	五(〇)	一〇〇(一三五)	〇(〇)	〇	一〇(一五)
小計 ^(註4)	〇(〇)	一五(一七)	五(〇)	一〇〇(一三五)	〇(〇)	〇	三六〇(二六)
その他の							
地方債 ^(註5)	〇(〇)	四八六(四八七)	四二八(四五五)	二〇〇(二〇〇)	〇(〇)	〇	一、四四(一、四三)
合計	一〇七(一〇〇)	一、七二二(一、六八五)	五〇三(四五七)	四〇〇(三三五)	一六〇(一七五)	七〇	三、一九六(二、八五〇)

(註) 1 この計画は余剰農産物見返円資金の借入を二・四億円(五九・五百万円)と予定して之を含めているが、この円資金の借入に対する米国側との交渉の結果によつては変更されることがある。
 2 農地担保金融のための資金及び二十八年度災害による農協系統金融機関貸付肩代り分返済を含む。
 3 住宅公団の資金としてはこの外に民間資金五・二億円、地方出資一・六億円を予定している。
 4 二十九年度は一般会計からの繰入により処理していたため、これを加えると二十九年度財政投融資の合計は二、八六五億円となる。
 5 地方債についてはこの外一・五〇億円の範囲内に於て地方財政健全化のための公券債(現に短期借入となつてゐるものの振替)を予定している。
 6 計数整理の結果異動を生ずることがある。

財政投融資原資見込修正

(単位 億円)

資金運用部	大蔵原案	政府予算案	原案比増減	共同修正案	予算案比増減	原案比増減
預託金	一、四〇六	一、四六六	六〇	一、四九五	二九	八九
(内) 郵貯	(一、〇五〇)	(一、一〇〇)	(五〇)	(一、一〇〇)	(〇)	(〇)
回収金	二一七	二一七	〇	二一七	〇	〇
小計	一、六二三	一、六八三	六〇	一、七二二	二九	八九
(内運用計画見込額)	(一、六二三)	(一、六八三)	(六〇)	(一、七二二)	(二九)	(八九)
産						
運用計画見込額	一六〇	一六〇	〇	一六〇	〇	〇
簡保						
運用計画見込額	五〇三	五〇三	〇	五〇三	〇	〇

財政投融资計画修正の主要項目

(単位 億円)

内開	電	中	農	国	住	金	商	国	電	地	開	生	特	総
開	源	小	林	民	宅	融	中	鉄	々	方	拓	産	定	計
額	業	企	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業
三、一四〇	二九〇	二九〇	一〇〇	一八五	九〇	一八二	一八〇	〇	二一五	七〇	一、〇九四	〇	〇	二、七九〇
三、二七七	三三〇五	二九八・五	一一〇	二〇〇	一〇五	一九〇	一七〇	〇	二三五	七五	一、一二四	一〇	一・五	二、八九二
一三七	一五	八・五	一〇	一五	一五	八	一〇	△	二〇	五	三〇	一〇	一・五	一〇二
三、一九六	〇	三〇八・五	一一〇	二〇五	一一〇	〇	二九	〇	二四〇	〇	一、一四四	〇	〇	二、七六六
△	〇	一〇	一〇	五	五	〇	一四一	△	〇	〇	二〇	〇	〇	△
八一	〇	一〇	一〇	五	五	〇	一四一	△	五	〇	二〇	〇	〇	一二五
五六	一五	一八・五	二〇	二〇	二〇	八	一五一	△	五	五	五〇	一〇	一・五	二四

一 般 会 計	余 剩 農 産 物 見 返 円	砂 糖 等 輸 入 特 殊 物 資 ヲ 金	運 用 計 画 (見 込) 額	総 計
二六〇	二一四	三〇	二、七九〇	二、七九〇
二六二	二一四	七〇	二、八九二	二、八九二
二	〇	四〇	一〇二	一〇二
一〇七	二一四	七〇	二、七六六	二、七六六
△	〇	〇	△	△
一五五	〇	〇	一二五	一二五
△	〇	〇	△	△
一五三	〇	四〇	二四	二四